

熊本大学大学院法曹養成研究科

法曹養成専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(7)-3
II	章ごとの評価	2-(7)-4
	第 1 章 教育目的	2-(7)-4
	第 2 章 教育内容	2-(7)-6
	第 3 章 教育方法	2-(7)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(7)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(7)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(7)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(7)-18
	第 8 章 教員組織	2-(7)-20
	第 9 章 管理運営等	2-(7)-23
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(7)-25
<参 考>		2-(7)-27
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-29
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(7)-30
iii	自己評価書等	2-(7)-31

I 認証評価結果

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室に学習頻度の高い基本図書や判例集・法令集の副本を配架しているほか、パソコンを利用して自習室から図書の検索が可能であることから、自習室と附属図書館中央館及び法学部雑誌室との有機的連携が確保されている。
- 学生の復習等のためにすべての授業を録画編集するDVD編集システムが整備されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育上の理念・目的は、「①法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育、②豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①家庭医として社会における基礎的かつ普遍的なニーズに即した法的サービスを提供する能力をもつ法曹、②『公共政策法務』、『高齢者福祉と財産管理』、『企業コンプライアンス』、『企業再生』という新しい法的ニーズにも対応する専門医としての能力をもつ法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、1年次から3年次までの在学期間中に、法律学の「理論の基礎」から始めて、具体的事案への「理論の応用」を学び、さらに「実務の基礎」へとつながるカリキュラムの編成、密度の高い少人数教育の実施、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念・目的を効果的に実現するために、法律学の「理論の基礎」から始めて、具体的事案への「理論の応用」を学び、司法修習へとつながる法律「実務の基礎」のためのトレーニングを目標とした段階的学習により、体系的な修得を可能とするほか、年次が進むにつれ実務家教員の関与と実務的な視点を強めることにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

ただし、法律実務基礎科目に配置されている授業科目「法情報調査」の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわ

しい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、①公共政策法務、②高齢者福祉と財産管理、③企業コンプライアンス、④企業再生の4つの履修モデルをもとに、①公共政策法務との関連では授業科目「公共政策法務」、「地方自治と法」、「情報法」等、②高齢者福祉と財産管理との関連では授業科目「高齢者財産管理と法」、「社会保障法」、「福祉と法」等、③企業コンプライアンスとの関連では授業科目「金融・保険関係法」、「知的財産法」、「独占禁止法」等、④企業再生との関連では授業科目「中小会社法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」等がそれぞれ配置されており、具体的教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっている授業科目があるものの、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に担当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって担当されている。

実質的な内容が法律基本科目に当たる授業科目を整理すると、法律基本科目については、必修科目及び選択科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位の合計 56 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位)が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事要件事実論」(2 単位)、「民事事実認定論」及び「民事模擬裁判」(各 1 単位)が必修科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務演習」(2 単位)、「刑事裁判実務」及び「刑事模擬裁判」(各 1 単位)が必修科目として配置されている。法情報調査及び法文書作成は、必修科目である授業科目「民事要件事実論」、「民事事実認定論」、「民事模擬裁判」、「刑事実務演習」、「刑事裁判実務」、「刑事模擬裁判」及び「リーガル・クリニック」の中で適宜指導が行われている。また、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」が配置され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち 4 単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち 12 単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 授業科目「法情報調査」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律実務基礎科目にふさわしい教育内容に改める必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「刑事法特講」について、教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他法科大学院の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、判例及び事案を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式を基本としつつ質疑を併用した双方向的な授業が実施され、2年次以降の授業において、より具体的な事例を題材に、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が授業計

画書に記載されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、各授業における資料やレジュメの事前配付、復習等のために授業を収録したDVDの視聴、オフィスアワーの設定、判例・法令データベース、休祝日関係なく利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制がとられており、おおむね客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、授業科目「リーガル・クリニック」、及び「エクスターンシップ」を除き、5段階評価が設定され、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧への記載及び新入生ガイダンスにより、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、レポート、小テスト、平常点等としており、一部の授業科目について周知が不十分なものの、これらは授業計画書に記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、採点時における受験者の匿名性の確保、成績評価結果について質問や疑問をもつ学生に対する説明機会の設定及び成績評価異議申立の制度の整備などがとられている。

成績評価の結果については、勉学上の留意点等のコメントを付した採点済答案、採点基準、成績分布に関するデータ及びGPAに基づく成績順位等が記載された定期試験成績通知表などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験は期末試験と同じ実施方法で行われており、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の法科大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、教務委員会での検討を経て、教授会において単位を認定することとされており、4法科大学院（熊本大学・九州大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携による単位

互換科目の単位認定に際し、一部の授業科目について、科目区分の通常の趣旨に照らした区分ではなく、本法科大学院独自の区分で単位を認定しているものの、教育課程の一体性はおおむね損なわれておらず、また、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、1年次は次学年配当の授業科目の履修を、2、3年次は次学期配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、学生便覧に記載されているほか、新入生ガイダンスによって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、94単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の法科大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の法科大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の法科大学院において修得した単位と合わせて、30単位を超えない

範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の過去の期末試験問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、憲法・行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の7分野6科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目32単位から履修指導により入学後に受講するよう指定された1年次開講必修科目2単位を除いた30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で学生に周知されていないものがあるため、改善を図る必要がある。
- 4法科大学院（熊本大学・九州大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携による単位互換科目の単位認定について、教育課程の一体性を損なわないよう、本法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要がある。

【特記すべき事項】

- 4法科大学院（熊本大学・九州大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携を行い、その一環として単位互換制が設定されている。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「運営委員会」及び「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、各学期終了後に各教員の担当授業について報告、検討を行う授業研究会、外部有識者（裁判官）による授業参観及び意見交換、学外の研修会への派遣及び海外ロースクールの視察などが行われている。また、学生に対する授業評価アンケートが実施されており、その結果は各教員のコメントと合わせて「授業実施報告書」として取りまとめられ、改善すべき課題について報告検討会を開催し授業改善の方向性等について検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、他の教員による模擬授業の視聴、各種シンポジウムへの参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、熊本地方裁判所・熊本家庭裁判所、熊本地方検察庁、熊本県弁護士会との連絡協議会を通じて検討・企画・実施する実務研修、無料法律相談事業への参画、各種シンポジウムへの参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入学者選抜委員会」及び「入試実施委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育上の理念・目的に照らして、「幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎的学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ、厳しい勉強に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求め、社会人にあっては、さらに豊かな社会経験を有する人を求める」、「2年短縮コースにあっては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求める」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育上の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする第1次選抜、第2次選抜を行い、入学手続を完了した者のうち、2年短縮コースを希望する者に対し法学既修者認定試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、法学既修者認定試験問題、小論文試験問題、面接討議資料）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、第1次選抜において、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績、自己推薦書及び成績証明書による書類審査、小論文試験の結果を総合評価し、第2次選抜において、面接試験（5人ないし6人単位で行う討議資料に基づくディベート）を課し、2年短縮コース希望者については、これ

らに加えて法学既修者認定試験を課すことにより、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、社会人及び法学部等以外の卒業生に対する優先合格枠（合格者全体の3割程度）の設定、書類審査、小論文試験、面接試験によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約76%、平成17年度は約41%、平成18年度は約59%、平成19年度は約32%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員90人に対し、平成19年度の在籍者数は97人であり、在籍者数について若干の定員超過が見られるものの、妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、実務の経験を有する者と法学関係以外の学部出身者を合格者の3割程度含めることとする社会人等優先枠が設けられている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育上の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる修学上及び生活上に関する個別相談、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前にグループウェア「First Class」を利用した双方向的な事前学習指導を行うとともに、入学後においても新入生ガイダンスが行われ、カリキュラム、履修モデル、成績評価等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる学習相談、法律基本科目担当教員によるオフィスアワーにおける履修指導が行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、入学時に在学生ガイダンスへの出席を義務付け、理論教育と実務教育の結びつきについて説明が行われるとともに、学年チーフインストラクター及びインストラクターによる学習相談や、オフィスアワーにおける履修指導などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、全専任教員による毎週2コマのオフィスアワーが設定され、研究室において、学習相談や学習上の助言が行われている。各教員のオフィスアワーの曜日、時間及び研究室の連絡先はあらかじめ時間割及び授業計画書に掲載され、事前周知が図られている。

また、学生支援委員会、学年チーフインストラクター、インストラクター制度のもと、学修に関する学生の意見の汲み上げを行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、本法科大学院出身の弁護士などによる学習支援体制の確立に努めることが予定されている。また、このような現状を補完するため、民間企業との業務委託により授業を収録、DVDに保存することで、学生の必要に応じた利用に供するほか、学生からの要望の多い授業科目についてはいつでもパソコンで見ることができるようにするなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び地元金融機関による低金利教育ローン等に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、熊本大学保健センターにおいて、健康相談、心と体の悩みなんでも相談などが行われているとともに、学生支援委員会、学年チーフインストラクター、インストラクターによる生活相談が行われている。また、セクシュアル・ハラスメントに対する全学的な防止委員会が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、スロープ、身障者用のエレベーター、トイレ、自動ドアを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、その障害の内容・程度に応じて、学生支援委員会を窓口として、ノートテイクによるサポートなどの支援体制を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、法科大学院独自の組織としての「学生支援委員会」、全学組織として「熊本大学進路支援委員会」及び「キャリア支援課」が設置されているほか、インストラクターの個別的対応による指導・助言など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「熊本大学研究者情報」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、大学ウェブサイトの「熊本大学研究者情報」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、教授会が人事委員会の発議に基づいて選考委員会を設け、同委員会が候補者について業績、人格、学歴、職歴、その他必要な調査、選定（審査）を行い、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会において候補者の職歴、研究業績等を考慮して決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 12 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員 10 年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の 3 分の 2 以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、展開・先端科目のうち 16 授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約 8 割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 2 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法曹養成研究科研究事務室に、教材印刷、図書の管理、教室の管理等を行う非常勤職員2人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、大学ウェブサイト「熊本大学研究者情報」を通じて学内外に開示されている。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「人文社会科学系事務部」が組織され、庶務、会計、教務を担当する職員が配置されている。このほか、「法科大学院研究事務室」も設置され、非常勤職員2人が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算配分について、学長によるヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「評価委員会」が設置され、教育の理念と目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「運営委員会」が中心となって審議し、本法科大学院全体で組織的な改善を図る体制が整えられている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項、大学概要を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院研究事務室又は人文社会事務部により収集され、5年間、それぞれが保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室の一部並びに附属図書館中央館及び法学部雑誌室については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤教員控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前7時から午後10時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、附属図書館中央館及び法学部雑誌室に所蔵される法律関係図書のうち、特に学習頻度の高い基本図書、判例集及び法令集等が自習室に配架されているほか、自習机からパソコンを利用し、図書及び資料を検索することが可能であるなど、自習室と附属図書館中央館及び法学部雑誌室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、講義室には、「授業収録編集システム」、無線LAN、大型ディスプレイ等が、遠隔講義室には、「遠隔講義システム」が、法廷教室には「法廷収録編集システム」が配備されている。また、自習室及び教員研究室にはインターネット環境が整備され、パソコンを利用して法律判例情報が検索できるシステムが整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必

要な規模及び内容の図書館として、附属図書館中央館、法学部雑誌室が整備されている。

附属図書館中央館及び法学部雑誌室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

附属図書館中央館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

附属図書館中央館及び法学部雑誌室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

附属図書館中央館及び法学部雑誌室の所蔵する図書及び資料については、附属図書館中央館では貸出機による管理、法学部雑誌室では窓口で貸出簿への記載を確認する方法により管理を行うほか、学生のアンケートによる希望に応じた購入を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、蔵書検索用パソコン、視聴覚機器及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室に学習頻度の高い基本図書や判例集・法令集の副本を配架しているほか、パソコンを利用して自習室から図書の検索が可能であることから、自習室と附属図書館中央館及び法学部雑誌室との有機的連携が確保されている。
- 学生の復習等のためにすべての授業を録画編集するDVD編集システムが整備されている。

【特記すべき事項】

- 光回線で接続した遠隔講義システムが設置され、4法科大学院（熊本大学・九州大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院名

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

熊本市黒髪2丁目40番1号

(3) 学生数及び教員数

学生数：97名

教員数：19名

（うち実務家教員6名（学内措置によるみなし専任2名を含む））

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中部の中核都市熊本市（人口約67万人）黒髪の緑豊かなキャンパスに立地する熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、これから独立する形で平成16年（2004年）4月に開設された。

熊本大学法学部・法学研究科は、昭和54年（1979年）4月に法文学部から分離・独立して以来、九州中南部地域における唯一の法学部として民間企業及び地方公共団体等に多彩な人材を輩出してきたが、法曹養成という観点からみるならば、30余名の司法試験合格者を出したにすぎず、法曹養成機能の拡充が重要な課題であった。また、近年、国のかたちとして事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換、並びに法の支配に従った社会及び企業・地方公共団体の運営が求められる法化社会への動きが加速し、法廷の内外で公正な法的ルールに基づく国民間の利害の調整及び紛争の予防並びに解決に対応することのできる法曹養成の必要性が質的にも量的にも高まっている。一方、九州中南部地域における法曹・弁護士は、数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法（紛争処理システム）へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にある。こうした状況の改善を志向するとともに、新たな法的ニーズの増大にも対応できる質の高い法曹の養成を目指して設立された本研究科は、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の各法科大学院との教育連携等を行い、九州地区全体における法曹養成教育の強化とその質の向上に邁進している。

以上に述べた背景からわかるように、21世紀を担う法曹には、地域特有の法的ニーズに応える能力に加えて、グローバル経済化や少子・高齢化が進展する中で生起する法的問題に関する解決能力が求められている。こうし

た社会的要請に応えるために、本研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

そのため、本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備える法曹を育成する。第一は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。第二は、公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる専門医としての能力である。

上記の教育目標を達成するために、本研究科は、入学定員30人という徹底した少人数の法曹養成教育に、学年担任（学年チーフインストラクター）及びインストラクター制を導入して、履修指導等を徹底し、学習のみならず学生生活についても、キメの細かい指導を行っている。

本研究科の教育課程は、法理論教育及び法理論教育と実務を架橋する段階的・系統的な教育課程として、「法理論の基礎」、「法理論の応用」及び「実務の基礎」の3つのステージで構成され、1年次で「法理論の基礎」、2年次で「法理論の応用」、3年次で「実務の基礎」を修得する。もちろん、この3つのステージにおいては、1年次では法理論だけを、また、3年次では実務の基礎だけを学ぶのではなく、1年次の基礎的な法理論教育においても実務上の問題を意識させ、3年次においても実務と法理論の面から批判的・創造的に検討するなど、実務と法理論との架橋を強く意識した教育内容となっている。

さらに、教育効果を高めるために、本研究科は、シラバスの電子化、法律情報データベースの活用、授業のDVD化等、全国に先駆けてIT教育環境を整備・活用している。

また、本研究科は、1年2学期のセメスター制を採用し、1年次については2年次に進級する際に、また、2、3年次についてはセメスターごとに進級制度を導入している。特に、平成19年度からは、GPAの活用により成績評価と修了認定の一層の厳格化を図ることによって、教育の質と到達度の向上に努めることとした。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育上の目的・理念

21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会を取り巻く時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、法化社会への動きを加速するものと予想される。このため、法廷の内外で公正な法的ルールに基づく国民間の利害の調整及び紛争の予防ないし解決に対応することのできる法曹の養成が、国家的に重要かつ緊急な課題となっている。

こうした社会的の要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を強化し、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の2つの能力を兼ね備える法曹を育成する。

第一は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。

第二は、我が国社会を取り巻く時代の流れの中で新たに生ずる法的ニーズ、すなわち公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生に対応できる専門医としての能力である。

こうした2つの能力を兼ね備える法曹を養成し、地域住民に質の高いリーガルサービスを提供する。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko_kumamoto_h200803.pdf